

## 裁判員経験者の意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

### 1 日時

平成29年9月13日（水）午後2時00分から午後3時50分まで

### 2 場所

名古屋高等裁判所第1共用室（事務棟9階）

### 3 出席者

司会者 田邊 三保子（名古屋地方裁判所裁判官）

裁判官 引馬 満理子（同上）

検察官 中井 公哉（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 関谷 慶一郎（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番，2番，3番，4番 4人

### 4 議事内容

#### 【全般について】

（司会）1番の方が参加された事件は，罪名が強盗致傷で，争いとなったのは，顔を殴った時に金品を奪う意思があったのか，また，手術を受けたことと傷害の結果等の点でした。裁判所にお越しいただいたのは，選任手続を除いて6日間でした。この事件に参加されて，全体の感想，印象はいかがでしょう。

（1番）裁判員裁判には初めて参加したのですが，参加されている方の男女比が半々で，年齢的にも幅広い方が参加されており，幅広い話を聞けたという印象でした。それから，裁判の始めから終わりまでの流れがよく分かりました。例えばテレビのニュースで裁判員裁判を見た時に，自分が裁判員として参加した経験から，この人たちはこうなんだとか，これから大変だねなど，裁判員になる前となった後では，捉え方が変わったなと思っています。

(司会) 裁判員を選ぶ際は、くじで決めますので、男女比や年齢などは全く無作為に決めているのですが、ちょうどバランスの良い意見が聞けたということですね。

(1番) 私自身が法学部を出て、裁判官になりたいと思って勉強をしていたことがあり、この歳になって裁判員という形で裁判官のような仕事を体験できて良かったと思っています。

(司会) 2番の方が参加された事件は、罪名が殺人で、被告人が殺意をもって絞めたのかという点や被告人の当時の責任能力等が争点になった事案です。審理、評議に参加していただいた日数は、選任手続を除いて7日間でした。この事件について、参加された感想、印象はどうでしょうか。

(2番) この事件に関しては、自分自身とも重なる点が多くあったということで、大変身に詰まる裁判だったと感じました。自分自身も親を介護している状況にありますし、そういう心理状態に陥ることが自分でもあり得ると感じ、被告人の心情だとか、周りのこととか、それに至った経緯というのが、印象深く残りました。裁判員裁判全体の感想としては、世間一般に風評されているような、大変だという感想ではなく、事件を起こした方を見るのが自分自身の勉強にもなりますし、周りへ与える影響もあると思うので、良いことだったと感じました。

(司会) 3番、4番の方が参加された事件は、罪名が傷害致死で、主に被告人の責任能力が争点になりました。裁判所に来ていただいた日数は、選任手続を除いて7日間でした。この事件について、参加された感想、印象はどうでしょうか。まず、3番の方はいかがでしょうか。

(3番) 被告人が病気を持っていたということがあって、そのあたりが判断に際して一番難しかったです。また、全部が初めてのことだったので、後から説明をしてもらって、最後にはある程度理解できたという印象でした。自分が選任されるとは思っていなかったのですが、やるからには事件を全部把握して、

それなりの結論を出さなければならないとは思いました。

(司会) 特に、精神の疾患ということで、大変理解が難しい事件だったということがありましたかね。4番の方は、同じ事件を担当していただきましたが、感想はいかがでしょう。

(4番) 最初は、事件の概要を聞いて、大変だなと思いました。また、客観的に見ていると、弁護人の意見も検察官の意見も分かるのですが、主観の違いが結構出ていて、量刑を決めるときに主観をどこに置くかで変わってくると感じました。

(司会) どういう視点で考えるかというところが難しかったということでしょうか。

(4番) 置かれた状況に対して考えるのか、個人に当てはめて考えるのかというところで、複雑だったのでだいぶ悩みました。

#### 【裁判の日程について】

(司会) 今回裁判に参加なさる時に、いずれの方も、6日間や7日間というまとまった日数、裁判所に来ていただきました。お仕事、御家庭、その他色々と支障があったのではないかと思います。それをどのように調整されたか、また裁判所としてこういった点は配慮があったら良かったなどということがありましたら教えていただけますか。

(2番) 職業的に自由な時間が取れるのですが、一方、公職者でもあります。1回目は最初の質問状の辞退条項の中に当てはまるものがありましたので除外をしていただいたのですが、2回目はそれがなかったものですから、時間が取れるということで、参加させていただきました。選任されてからの7日間は、どうやって調整をしようかと考えました。まず、決められた時間は行かなければならないので、仕事はその後と。ただ、相手がある仕事で、連絡をしないといけないものですから、その調整に大変苦労しました。ここで要望させていただくなら、裁判所から、裁判員であるという証明を発行するといいいのではないかと感じました。やりますという証明だけではなく審理の日程があ

れば、裁判員制度が全国的に周知されてきていることもありますし、相手方にも理解してもらえ部分があると思います。今回の事件で、サラリーマンの方が参加されていたのを見て、会社がそういうことを知っていれば有休にするというような配慮をされると思うのですが、僕らみたいな自由に時間にとれる事業者としては、相手があるということで自由がきかない面が多々ありますので、そういう証明があると大変ありがたいと感じました。

(司会) 実際に出頭していただきますと出頭証明というものが出るとは思います、参加される前に、何日の何時から何時まで裁判員として出ていただきますというようなものがあればいいということですね。

(3番) 私は今年から仕事が変わりまして、これが営業職だったらできないなという感想です。休憩が結構あったので会社との連絡は取れましたが、やっぱり会社に行ったら「7日間も休んで」というのは言われました。

(司会) やはり仕事のほうでは、多少風当たりが強いところもあったと。

(3番) 風当たりが強いところもありました。有休ということで休ませてもらいましたので、これが新入社員とかだったら、7日間欠勤扱いになってしまったら、参加はちょっと不可能だと思います。

(司会) 例えばそういうところをいくらかでも改善するために、裁判所にこういうことをしてもらえたら良かったということはありませんか。

(3番) この日にちに当たりましたので行かせてもらいますということで、裁判所の印鑑がある書類を提出して有休に使わせていただきました。

(4番) 働いている方の上司とか担当の方に対して、こういうものがありますので認可して下さいという証明書類が提出できればいいと思います。結局、出る人個人のところで終わってしまって、周りの人に周知するためのものがないから、裁判員として出ていても仕事じゃないと見られている部分があるので、周りの人に説明する書類があればいいのではないのでしょうか。

(司会) 1番の方は、参加されるにあたって支障はありませんでしたか。

(1番) 私の場合は、全く支障がなくて、スケジュール的に困ることはなかったです。

(司会) その他、例えば選任されてから第1回公判までの日数があったと思いますが、その間隔ですとか、裁判の中の日程の組み方について、ここは長すぎる、短すぎる、窮屈すぎるなど、気付いたところがあれば、御意見を頂戴したいのですが。

(2番) 公判は決められた時間ということで、適切だったと思います。ただ評議、評決にかかる時間については、自分としては長く感じました。ただ、それが審理を尽くすために長いのだということになると、それでも短いかなと思いますけれども、気持ち的には長かったです。もっと前にとんとんといくであろうというところがありまして、それが頭に残っています。

(司会) もう少し効率的に、コンパクトに進めていくことができたのではないかなという印象ですか。

(2番) 意見は確かにたくさん出ますし、議論を尽くすことが必要な部分もあると思うのですが、もうちょっと取りまとめながら前に進めることもできたのではないかと感じました。

(3番) 私も、最後の評議が3日間ありまして、だらだらという感じも受けました。やらないといけないことは絶対やらないといけないと思うのですが、ある程度時間を決めて、もう少し時間を短縮できたらなという印象でした。

(司会) 他の方はいかがでしょうか。選任手続の呼出を受けてから選任されるまで、選任されてから第1回の裁判に出てこられるまで、さらに裁判に入ってからといったところで、日程の組み方について、何かお気付きの点がありましたら伺いたいと思います。

(1番) 日程については、特に長いとか短いということはなく、私にとっては非常に適切で、空いている時間とかも適切だったと思います。

**【審理について】**

(司会) 皆さんが担当された事件は、いずれも事実について争われた事件でしたが、事実や刑の判断について、特に印象に残っているところや、これは工夫してほしかったと思われたところなどがあれば伺いたいと思います。まずは、冒頭陳述や論告、弁論などが中心になると思いますが、検察官や弁護人の主張の説明について、それぞれよく理解できるものだったのか、それとも今一つ理解できないものだったのか、御感想をお聞かせください。

(4番) 私が担当した事件では、図面の資料が足りない感じはしましたが、検察官の意見はよく分かりました。弁護人のほうは、被告人が答弁ができない状況になっておりまして、今一つ主張できていなかった気がします。

(司会) 被告人に多少精神の問題があるなどという状況はあったにせよ、弁護人の主張が今一つ理解できなかったというところでしょうか。同じ事件を担当された3番の方はいかがですか。

(3番) 弁護人のおっしゃったことは、被告人から聞いた話を代理で話しているのですが、本当にそうだったのかなということをほとんど話していただかなかったのです。それが今一つ分からなかったです。何か、作られているような感じがしました。

(司会) 言い分が今一つ理解できるものではなくて、どうもこれは作り上げているのではないかというような気持ちを持たせられるものだったということですか。他の方はいかがでしょうか。

(2番) 検察官の説明はよく理解できました。弁護人は、被告人を弁護する立場にあって、もし被告人と意思が通じるのであればかなりの意見が出てくるのですが、被告人と意思が通じない場合はある程度推測となる部分があって、なかなかそのあたりができなかったのだろうというのが印象に残りました。裁判官や裁判員からの被告人への質問でも同じことで、なかなかきちんと聞き取れなかったり、意味合いが理解できなかったりする部分がありましたし、そういう面からすると、裁判というのは難しいのだというのが一番印象に

残りました。

(司会) 被告人と弁護人との間でしっかりと意思が伝わっていなかったとして、それがそういうこともやむを得ないような場合であるのか、それとも、もっとしっかりコミュニケーションを取るべきだったのではないかという点でいくと、後者の面もあるわけでしょうか。

(2番) そうですね。本来はやはりコミュニケーションを取って、言いたいことをきちんと取り上げて言うべきだと思うのですが、場合によってはそれができない場合だってあり得るということは、当然のことだと思います。ただ、それをいかに弁護されるのかというのが弁護人の主張だと思います。

(司会) 1番の方はいかがでしょうか。

(1番) 弁護人の方も検察官の方も、言いたいことはよく分かりました。そのときいただいたメモに、言っていることが載っており、それ以上のことは言われなかったもので、検察官が言いたいことはよく理解できました。

(司会) 主張の点について一通り経験者の方の御意見を伺いましたが、検察官の立場から何かお聞きしたいことはありますか。

(検察官) 1番の方がおっしゃったのは論告メモのことだと思いますが、検察官はこれに基づいて主張していくわけですが、いろんな争点がある事案や、争点の中でいろいろなことに言及しなければならない事案だと、どうしても分量が多くなってしまいます。主張していたことがメモにも書かれていたので分かりやすかったということですが、その一方で、非常に見にくくなってしまふ部分もあって、どうしたら主張を分かりやすく理解していただけるかといういろいろ考えながらやっているのですが、必ずしも成功しているのかどうかというところもあります。他の方々に、例えば法廷で申し上げたことがメモに書いてあるほうが分かりやすいのか、それとも、多少書いていないことを言っても分かりにくくはならないのかという点をお伺いしたいと思います。

(2番) 今回担当した事件もそうだったのですが、少し表や図のようなものを入れ

てもらえると、ちょっとした工夫がされているということで、分かりやすい面がありました。これが文章だけだと理解しづらい面があったと思います。

(4番) 私のおときは、事件のあらましや被害者と加害者の関係等の図はあったのですが、実際の事件現場というのが今一つ場所的に想像できなかつたので、現場を俯瞰して見たときの部屋の間取りとか、倒れていた状況などが一目で分かるような資料が欲しかったです。

(司会) 主張の点について、弁護人の立場から経験者の方に伺いたいことはありますか。

(弁護士) 2番の方にお聞きしたいのですが、被告人との意思が通じていなかったということをおっしゃられましたけれども、どういうところでそのように感じられたのでしょうか。

(2番) 裁判員として被告人に質問をしたときに、弁護人が言われている部分を質問したのですが、それと違った答えが返ってきたりした点がありました。事情はあるのですが、そういう部分で意思疎通ができていないのかなと感じる部分がありました。

(弁護士) 冒頭陳述や弁論などでは、いろいろと考えた上で、文章をベタ打ちで出すことにしているのですが、やはり少し分かりにくいということになるのでしょうか。

(2番) 先ほど検察官の方に言いましたけれども、文章だけではなかなか理解できない部分があります。評議の中で、図とか絵とかをある程度使いながら指し示されると理解できる部分があつて、評議で意見が出やすいと思います。

(弁護士) 箇条書きと通常の記事というのでは、どうでしょうか。

(2番) ベタ打ちよりも箇条書きのほうが理解しやすいと思います。そこに図表などを付けられると、もっと理解できると思います。

(司会) 次に、証拠書類や図面や写真、証人尋問や被告人質問について、印象的だった点や工夫してほしかった点があればお聞かせください。また、いずれの

事件も、人が亡くなられたり、傷ついたりしていますので、もし写真等を見てショックを受けた経験があればお聞かせください。

(4番) 私が担当した事件の証人は、事件発生から日が経っていたため、記憶違いを起こしていました。事件直後の聴取資料もあればよかったですと思います。また、午前中から証人尋問を始めて、午後に裁判所から質問するという形でしたが、その中間の休憩時間だけでは、質問したいことがすぐに思い浮かびませんでした。それから、次の日に別の証人の話を聞いたときに、前日の証人の話と食い違う点について聞きたいと思っても質問しづらいので、そのあたりは何とかしてほしいと思いました。

(3番) 図面等についてはよく分かりました。写真については加工されており、週刊誌で見るものよりも怖くありませんでした。写真加工は被告人に有利に働いてしまうように思います。本当に起こったことですし、その点は覚悟して裁判員になっていますので、もっと生々しい写真でもよかったですと思います。

(2番) 供述調書を読んだ後に取調べ状況を録音したテープを聴きましたが、最初からテープを聴き、その後に供述調書を読んだほうが、文面に出てこない感情の起伏等が理解できると思います。

(1番) もちろん、人によって感じ方は違うと思いますが、私は、血を流している写真を見ても、目を背けるほどのショックは受けませんでした。

(司会) 皆さんが担当された事件は、いずれも医学的な問題があり、医師等が専門的な内容の証言をしました。この点について何か感じたことはありますか。

(2番) 私が担当した事件の証人は精神科医でしたが、用語自体が理解しにくく、違和感がありました。被告人の心理状態が重要な点でしたが、専門家の見地と私たち一般人の見地には差があるように感じました。

(司会) 用語についての違和感を少しでも和らげるためには、どのような工夫が考えられますか。

(2番) 例えば、最初に冊子等で予備的知識を得られれば、理解がしやすかったと

思います。

(4番) 私が担当した事件の弁護側証人は被告人の主治医でしたが、主治医といっても被告人だけにかかりきりになっていたわけではないので、証言がほとんどあてになりませんでした。検察側証人の医師の証言は、専門的知識という点では役に立ちましたが、状況に関しては主観が入り込みすぎていると感じました。

(司会) 3番の方、4番の方が担当された事件では、検察側と弁護側がそれぞれ1名ずつ医師を証人として呼びましたが、どのような立場で話をするのか、どこに重点を置いて話をするのかという点が証人ごとに異なっていると判断がしにくいということはありませんでしたか。

(4番) そうですね。与えられた資料の中で判断をする必要がありますが、弁護側証人からはあまり専門的な話が出てこなかったりして、情報の擦り合わせがあまりできていなかったと思います。

(3番) 正直言って難しかったです。その場で「こういうことなんですか」という質問がしづらかったです。

(司会) 分かりにくい部分に対する質問がしづらかったということでしょうか。

(3番) そうですね。専門用語が出てきても、最初に知っていなきゃいけないかなと感じてしまいました。「これってどういうことですか」と聞けたらよかったですと思います。

(1番) 私が担当した事件の公訴事実は、被告人に殴られた被害者が非常に重大なけがを負ったというものでした。拳で殴っただけでそこまでの衝撃があったのだろうかという点が疑問でしたが、権威ある医師である証人から「車でぶつけた程度の衝撃が発生することもあり得る」と言われてしまうと、素人である自分は異論を挟むことができませんでした。

#### 【評議について】

(司会) 裁判官の説明や評議の進め方について、お気づきのことがありましたら、

遠慮なくおっしゃってください。

(2番) 裁判官に主導していただきましたが、一つのことをまとめ上げていくのも大事ですが、ある程度結論が固まったら、次の段階へ移るような進め方をさせていただいてもよかったですかと思います。一方で、裁判官3人がそれぞれの意見を述べられ、それを聞いて裁判員も意見を述べていましたので、有意義な面もありました。

(3番) 不明な点などを分かりやすく説明していただいたので、しっかり理解ができました。先ほども述べましたが、もう少し評議の時間を短くしていただきたかったです。

(4番) 裁判官が、散らばった意見をうまくまとめられていたと思いますが、議論のなかで裁判員の率直な意見をもう少し出させてもよかったですのではないかと思います。

(1番) 裁判官の進め方に異論はないですし、いろいろなことを素直に話し合えたと思うので、不満はないです。

(司会) 皆さんが御担当された事件は、いずれも広い意味で事実に関する争いがあり、事実を確定するための議論をされた一方で、量刑を決めるための議論もされたと思いますが、量刑について十分な議論はできましたか。それとも、不十分と感じられた点はありませんでしたか。

(4番) 類似の事件との均衡もある一方で、被告人自身への影響や周りの人への影響も考えると、量刑を決めるのは難しかったです。

(司会) 量刑に関する資料をお見せしていると思いますが、量刑を決めるにあたり、そういった資料は役に立ちましたか。

(4番) 大分役に立ちました。他の事件の類似する部分は参考にし、異なる部分について検討して、量刑を考えましたので大変参考になりました。

(2番) 殺意の有無という精神面が争点であり、機械で測れるものでもないですから、逆に意見は述べやすかったです。量刑に関する意見を取りまとめるのは

なかなか難しいと思うので、量刑に関する資料を参考にして、議論をしていくことはよいと思います。

(1番) 私の担当した事件は、強盗致傷罪で起訴された事件でしたが、傷害罪と窃盗罪という結論になり、それを前提として量刑についても十分議論できたと思います。量刑を決めるにあたり、量刑に関する資料を参考にしましたが、流れ作業のような感じがしました。

(司会) 最後になりますが、裁判員の職務を終えられてどのようにお感じになりましたか。改善すべき点やこの機会にお話しされたいことがあれば、お聞かせください。

(1番) 真剣に考えたので、途中はつらかったですが、判決を終えてほっとしました。担当した事件が上訴されたのか、確定したのかを裁判所に問い合わせれば答えてもらえるというアナウンスがあるとよいと思います。

(2番) 裁判員制度の世間一般の認知度がまだまだ低いと思います。裁判員制度が社会に知れ渡れば、会社に説明する必要もないですし、裁判員経験者に対して敬意も持ってもらえると思います。講演など裁判所の広報活動がもっと必要だと感じています。

(3番) 周りの人に、裁判員をやった方がいいよと言っていますが、やりたくないという人が多いです。もっと裁判員に興味を示してもらえるよう、やることのメリットや国民の義務であることを説明していくことが必要かと思います。

(4番) 裁判員制度の広報活動が少ないと感じています。裁判員裁判の結果を市民の目に触れるように積極的に広報していくと裁判員制度の認知度も高くなるのではないかと思います。

(司会) 本日頂いた貴重な御意見、御提案を、今後の裁判員裁判の参考にさせていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

以上